

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
郵便入札心得（物品）

制定 平成29年4月1日

改定 令和元年5月1日

（目的）

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所一般競争入札心得で定めるもののほか、一般競争入札に郵便で参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（郵便入札）

第2条 郵便により入札に参加しようとする場合は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。
- (2) 入札書に記載する日付は、申込日とする。
- (3) 入札書は封かんしなければならない。この封筒の表に入札者の所在地及び商号又は名称並びに案件名を記入し、押印（裏面割印）をしなければならない。
- (4) 入札書を入れた封筒、入札参加資格確認結果通知（写）及び提案機種届出書を表封筒（以下「封書」という。）に入れ、書留郵便等配達記録の残る方法で、地方独立行政法人大阪産業技術研究所総務管理部財務・契約グループあて提出しなければならない。

（郵便入札の提出期限）

第3条 郵便による提出期限は、入札説明書等で別途定める。

（無効の入札）

第4条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 期限までに到達しない封書。
- (2) 封書が2通以上のとき。
- (3) 入札参加資格確認結果通知書（写）を欠くとき。
- (4) 提案機種届出書を欠くとき。
- (5) 入札書封筒に記名押印がないとき。

（入札書の引換等の禁止）

第5条 一度提出された封書の引換え、変更又は取り消しはできない。

（入札の執行）

第6条 郵便で参加した入札の開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札事務に関係のない法人職員を立ち合わせて行うものとする。

（同価格の入札者が2人以上あるときの落札者の決定）

第7条 落札者となるべき同価の入札が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決

定することし、郵便入札参加者がこれに該当するときは、第6条に規定する入札事務に関係のない法人の職員が入札者に代わって行うものとする。

(再度の入札の取り扱い)

第8条 開札において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うが、再度の入札へ直接参加しない限りは辞退として取り扱う。

附 則

(施行期日)

この心得は、元号改正に伴う様式の規定について、令和元年5月1日から施行する。

(入札書封筒)

(表)

第 回 入札書	
入札日時	令和〇〇年〇月〇日 午〇 〇〇時〇〇分
案 件 名	〇〇〇〇の購入
入 札 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 株式会社〇〇
代表者	〇〇 〇〇 (印)

(裏)

割印

(表封筒)

	□□□-□□□□
大阪府〇〇市〇〇 〇丁目〇〇・〇	地方独立行政法人大阪産業技術研究所
入札・契約担当 宛	〔入札書等在中〕
入札日 令和〇年〇月〇日 案件名 〇〇〇〇の購入 入札者 株式会社〇〇 代表者 〇〇〇〇	

※1 入札書封筒1通、入札参加資格確認結果通知書(写)、提案機種届出書を同封すること。

※2 〔入札書等在中〕と朱書きし、親展で提出すること。